

審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が「最も高い者（契約提示額が予算額（又は予定価格）を上回る場合その他契約条件に合致しないときは、次順位以降の高順位者）」又は「一定の条件を満たすなど複数の者」を採択案件に決定する。

II 審査方法

企画提案書に基づき、呉工業高等専門学校に設置される選定委員会において書類選考を実施する。必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めるところもある。

III 評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

〔評価基準〕

- ・大変優れている = 5点
- ・優れている = 4点
- ・普通 = 3点
- ・やや劣っている = 2点
- ・劣っている = 1点

〔評価項目〕

1 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員及び組織体制が整っていること。
- ② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ④ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ⑤ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。
- ⑥ 事業に必要な設備及び施設を保有していること。

2 事業内容に関する評価

- ① 事業達成の時期が公募要領と合致していること。

- ② 事業の目標及び計画が具体的に設定され、実現性及び妥当性があること。
- ③ 事業推進の方法、内容等が具体性、適正性及び効率性に優れていること。
- ④ 提案にあたり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段又は手法が他の手段又は手法に比べ優位である根拠が示されていること。）。
- ⑤ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

3 その他要求業務内容に関する評価

「海・技・人の光る呉市周辺沿岸島嶼部の総合人材育成」の取組内容や呉・芸南地域高専大学連携センターについての知識・理解は十分備わっているか。